

論点等説明シート

事業名	高齢者権利擁護等推進事業					
予算の状況 (単位:百万円)		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求
	予算額(補正後)	117	105	104	105	
	執行額	93	86	92		
	執行率	79%	82%	88%		

事業についての論点等

(事業の概要)

①介護施設・事業所等従事者の権利擁護推進事業

介護施設・事業所等において、高齢者虐待防止の取組みを推進する指導的立場にある者及び介護保険施設に勤務する看護師に対する研修等を実施。

(参考)東京都の研修カリキュラム

- ・ 高齢者虐待**対応**について区市町村職員・地域包括職員研修
 - － 養護者による高齢者虐待対応研修
 - ・ 基礎研修2日間(1日目300名、2日目80名)×年2回
 - － 演習中心の2日目は区市町村と地域包括のペア受講を推奨、伝達研修を前提としている
 - ・ 応用研修A 2日間 60名(演習をとおしてのスキルアップを目的としたもの)
 - ・ 応用研修B 2日間 60名(区市町村権限行使の実際を学ぶ目的で毎年研修内容を変更)→**結局毎年100名以上の受講がある状況**
 - － 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修(2日間、80名)
 - ・ 高齢者虐待防止所管と介護サービス事業者指導所管のペア受講を推奨
- ・ 高齢者虐待の**防止**についての事業者向けの研修
 - ・ 介護サービス事業管理者を対象とするもの(1日間)
 - － 入所系、通所系、訪問系の3種類を300名規模で実施、演習を含む
 - ・ 施設の看護職員を対象とする看護実務者向け研修

②権利擁護相談支援事業

各都道府県内において、高齢者虐待を中心とした権利擁護に関連する専門的相談・支援体制の構築を図るため、専門相談員(弁護士や社会福祉士)を配置した相談窓口を設置するとともに、専門相談員による相談・支援事例の紹介・普及等を行う。

(論点)

平成19年度の事業開始以降、枠組みの変更なく事業が実施されており、施設職員の高齢者虐待事件が頻発するような状況において、現行の取組が効果を挙げているか検証し、ニーズを踏まえた事業に見直しを行うなど、重点化・効率化を図るべきではないか。

